

★助成金申請を検討される事業者の皆様へ  
申請の前に、以下事項のご確認をお願いします。

## 新宿区喫煙専用室等整備費助成金 確認事項

助 成 対 象 者	
い 当 ず す れ る か 者 に 該	区内にある第二種施設の管理権原者及び管理者であり、宿泊施設及び飲食施設を営む者以外の中小企業者で、かつ大企業が実質的に経営に参加していない者
	区内の複合施設又は中小企業が営む施設を1つ以上含む複数の施設で、共用の喫煙専用室等の設置を行う者
	区内のたばこ販売店で中小企業者
	自己又は自社の代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員が、新宿区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者に該当しない者
	営業に関して必要な許認可等を取得している者
	区に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていない者
	過去に国・都道府県等から助成事業の交付決定の取消し等を受けていない、又は法令違反等の不正の事故を起こしていない者
	民事再生法、会社更生法又は破産法に基づく申立、手続中、又は私的整理手続き中など事業の継続性について不確実な状況が存在していない、会社法第472条の規定により休眠会社として解散しているものとみなされていない者

※中小企業者…中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者に該当する者

設 置 等 要 件
設置予定喫煙専用室等の床面積が概ね2平方メートル以上であること
喫煙専用室等が無料で利用できること
区が指定する場所に、区が指示する内容を記載した案内表示をすること
給気のために必要な開口部を除き、床面から天井まで達する壁等によって非喫煙空間から空間的に分離されていること
喫煙専用室等の出入口で、室外から室内に流入する空気の気流が0.2メートル毎秒以上である等、法令等で規定する基準を満たしたものであること
給排気設備を設け、屋外排気とすること
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及びこれらに類する事業を営む施設に設置するものではないこと
助成金交付の日から少なくとも3年間は継続して喫煙専用室等の運営を行うこと
本助成事業に係る経費について、国・都道府県・その他事業者等から補助金その他の財政的支援を受けていないこと
望まない受動喫煙を生じさせることがないよう十分な措置をとること
出入口に扉を設置し、常時開放しないこと
法令に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること

※裏面もご確認ください

### その他確認事項

助成金を受け取るためには、区の定める事業実施期間内に助成事業に係るすべての工事・支払等が完了するとともに、指定された期限までに、区が行う検査に合格し、かつ実績報告書及び請求書を、区に提出しなければならないことを理解していること

喫煙専用室等の設置等及び運用に当たって、消防法、建築基準法等の法令に係る必要な手続きを済ませていること

助成事業完了後、3年以内に転出・廃業等で取得財産を処分する場合は、助成金に係る規定により計算された金額を区に返納することを承知していること

本助成事業にて設置した喫煙専用室等に対する苦情等については、自ら責任をもって対応しなければならないことを承知していること

喫煙専用室等の運営に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講ずること。